

「災害時における相談業務等に関する協定」締結式報告

日時：令和2年8月19日（水）午後2時00分～

会場：豊橋市役所（リモート開催）

当会出席者：伊藤会長、梅村副会長、三浦理事



豊橋市との「災害時における相談業務等に関する協定」における締結式が令和2年8月19日、昨今の新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートと言う形で開催されました。この協定は、豊橋市における災害発生後の相談業務について、各士業等団体が連携し幅広い相談をワンストップで対応できる体制を整えることを目的とし、当会、および愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県行政書士会東三支部、愛知県宅地建物取引業協会東三河支部、愛知県社会保険労務士会、豊橋市社会福祉協議会の計7団体との締結となりました。

午後2時より開催され、豊橋市長の挨拶、担当者の説明後、協定書への署名へと移り、午後2時30分に閉会いたしました。当初本年3月27日に締結式を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により延期とされておりましたが、無事式を終えることができました。

今後についてですが、弁護士会が中心となり豊橋市災害時相談業務連絡協議会を発足させ、毎年定期的に会合を開き、平時より団体間のノウハウの波及、情報共有に努める等、活動していく予定です。また豊橋市としては、この協定をモデルとし県下へ拡がっていくことも想定しています。

地域的な情勢等もあることから愛知会では現在、支部単位での対応を検討しています。どうか会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



災害時における相談業務等に関する協定の締結式

豊橋市役所内 リモート映像左上段から
愛知県弁護士会、愛知県司法書士会
2 段目
愛知県行政書士会東三支部、
愛知県土地家屋調査士会
3 段目
豊橋市社会福祉協議会、
愛知県社会保険労務士会